

女川原子力発電所保安規定審査資料	
資料番号	TS-47
提出年月日	2022年9月28日

## 女川原子力発電所2号炉

### 添付1-2

「火災，内部溢水，火山影響等，その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」のうち施設管理，点検に関する記載について

2022年9月

東北電力株式会社

## 添付 1－2 「火災，内部溢水，火山影響等，その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」のうち，施設管理，点検に関する記載について

設置変更許可の審査において，一部の自然現象については，「点検」が「保守管理」に含まれること等を踏まえた記載の適正化を図っており，保安規定においてもこれを踏襲した記載とすることとしている。なお，令和 2 年 1 月 23 日の実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則の改訂により保安規定においては，「保守管理」を「施設管理」と表記している。

具体的には，保安規定の添付 1－2 「火災，内部溢水，火山影響等，その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」において，事象ごとに要員の配置，教育訓練の実施，資機材の配備，手順書の整備，定期的な評価等を記載する構成となっており，このうち，「施設管理，点検」にかかる活動は，手順書の整備の一項目として規定されている。

原則として，設置変更許可申請書の記載を保安規定に反映することとしているものの，保安規定における当該部の項目名が「施設管理，点検」であること，又，設置変更許可申請書の記載と意味合いは変わらないことを勘案し，事象ごとの横並びを図る観点で，表 1 に示す記載案に統一することとする。

以 上

表1 保安規定添付1-2における施設管理に係る記載と設置変更許可の比較

	設置変更許可申請書記載	保安規定記載案
火災	<p>(11) 火災防護設備は、その機能を維持するため、<u>保守計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</u></p>	<p>1. 5 手順書の整備            (2) v. 施設管理、点検            各課長は、火災防護に必要な設備の要求機能を維持するため、<u>施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</u>            なお、格納容器内に設置する火災感知器については、起動時の窒素ガス封入後に作動信号を切り替え、次のプラント停止後には速やかに健全性を確認し機能喪失した火災感知器を取り替える。</p>
内部溢水	<p>(2) (前略)            溢水経路を構成する壁、扉、堰、床段差等は、基準地震動S<sub>s</sub>による地震力等の溢水の要因となる事象に伴い生じる荷重や環境に対し、必要な健全性を維持できるとともに、<u>保守管理及び水密扉閉止等の運用を適切に実施することにより溢水の伝播を防止できるものとする。</u>            (中略)            また、貫通部に実施した流出及び流入防止対策も同様に、基準地震動S<sub>s</sub>による地震力等の溢水の要因となる事象に伴い生じる荷重や環境に対し、必要な健全性を維持できるとともに、<u>保守管理を適切に実施することにより溢水の伝播を防止できるものとする。</u>            (後略)</p>	<p>2. 4 手順書の整備            (1) h. 施設管理、点検            (a) 各課長は、配管の想定破損評価において、応力評価の結果により破損形状の想定を行う配管は、評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために、継続的な肉厚管理を行う。            (b) 各課長は、浸水防護設備を維持するため、<u>施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</u></p>

	設置変更許可申請書記載	保安規定記載案
地震※ <sup>1</sup>	地下水位低下設備の施設管理, 点検に関する記載なし	4. 4 手順書の整備 g. 地下水位低下設備の施設管理, 点検 原子炉課長, 電気課長, 計測制御課長および土木課長は, 地下水位低下設備の要求機能を維持するため, <u>施設管理計画に基づき適切に施設管理, 点検を実施するとともに, 必要に応じ補修を行う。</u>
津波	10. 6. 1. 1. 5 試験検査 津波防護施設, 浸水防止設備及び津波監視設備は, 健全性及び性能を確認するため, <u>発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査を実施する。</u>	5. 4 手順書の整備 (1) e. 施設管理, 点検 各課長は, 津波防護施設, 浸水防止設備および津波監視設備について, その要求機能を維持するため, <u>施設管理計画に基づき適切に施設管理, 点検を実施するとともに, 必要に応じ補修を行う。</u>
竜巻※ <sup>2</sup>	竜巻防護対策施設の施設管理, 点検に関する記載なし	6. 4 手順書の整備 (5) 施設管理, 点検 各課長は, 竜巻防護対策施設について, その要求機能を維持するために, <u>施設管理計画に基づき適切に施設管理, 点検を実施するとともに, 必要に応じ補修を行う。</u>
火山	施設管理が必要な対策設備はないため記載なし。	
有毒ガス	施設管理が必要な対策設備はないため記載なし。	

※1 : 設置変更許可に記載はないが, 地下水位を一定に保持することから, 地下水位低下設備についての施設管理・点検について記載している。

※2 : 設置変更許可に記載はないが, 飛散防止対策及び防護対策を実施することから, 竜巻防護対策施設についての施設管理・点検について記載している。